

別表1 総合評価方式 評価項目（簡易(実績)型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種・類似工事の実績の有無	国、県又は市町村の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		実績なし	0.00	
工事成績	小千谷市発注工事における過去3年間の当該発注業種における工事成績評定点の平均点	80点以上	5.00	/ 5.00
		70点以上 80点未満 評点 = 5.00 × (平均点 - 70) / 10	5.00 ~ 0.00	
		65点以上 70点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
優良工事表彰	過去3ヶ年度の小千谷市優良工事表彰の有無	表彰あり	1.00	/ 1.00
		表彰なし	0.00	
【配置予定技術者の能力】				
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木(建築)施工管理技士 又は 技術士(1級建築士)	1.00	/ 1.00
		2級土木(建築)施工管理技士	0.50	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種・類似工事の実績の有無	国、県又は市町村の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		実績なし	0.00	
【地域貢献度】				
災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無 (活動実績は小千谷市内のもの、防災協定は小千谷市と締結したもの)	活動実績あり(防災協定の締結の有無を問わない)	2.00	/ 2.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	1.00	
		実績・締結なし	0.00	
維持管理実績	過去3ヶ年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無 (いずれも小千谷市内のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	2.00	/ 2.00
		道路除雪又は維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	
地域拠点	小千谷市内における事業所の存否	市内に主たる営業所あり又は新潟県内に主たる営業所があり、市内に従たる営業所あり	1.00	/ 1.00
		なし	0.00	
加算点				/ 14.00

【加算点の減点措置及び評価に係る入札参加・無効条件】

1. 加算点が0点に満たない者は、入札を認めない、又は指名しない等の措置を行う。

【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

1. 評価項目及び評価基準の補足事項
 - 1) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第2位未満切り捨て」として評点を判定する。また、平均点が70点上80点未満の場合の評点は、別表の算定式により求め、「小数点以下第2位未満四捨五入」とする。
 - 2) 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者の評点とする。
 - 3) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人」とする。
 - 4) 「災害時における活動実績」の活動実績とは、小千谷市内における以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
 - 緊急性を要し、指示書等で対応した活動
 - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
 - ・災害時の点検、パトロール等
 - 5) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、小千谷市との有効な協定とする。(団体等が締結している場合は、その団体の加入者すべてが締結していることとして取り扱うものとし、1社が単独で締結している防災協定についても含むものとする。)
 - 6) 「維持管理実績」の維持修繕(補修)実績とは、設定する地域(範囲)内における以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
 - 単価契約等による日常的な維持管理活動
 - ・道路や河川等の修繕(補修)、除草等
 - ・点検、休日パトロール等
 - 指示書等による緊急的な維持管理活動
 - ・道路や河川等の修繕(補修)等
2. 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方
工事成績等に係る「過去 〇年度」
技術資料等の提出期限の前年度から過去 〇年度及び当年度の4月1日から技術資料等の提出期限
3. 評価項目及び評価基準の設定変更等
 - 1) 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、工事の内容等から「 〇 工・ 〇 m以上・ 〇 工法であること」等と定めるものとする。
 - 2) 「技術者の能力」については、保有資格要件が入札参加条件と一致する場合は、評価項目(評価対象)としないことができるものとする。また、工事の種類や内容等に応じて、保有資格要件は別に定めることができるものとする。
 - 3) 「地域拠点」における営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とするが、工事の種類や地域の実状等に応じて、別に定めることができるものとする。また、継続期間についても同様に変更できるものとする。
 - 4) その他、工事の難易度や重要度等に応じて、評価項目及び評価基準を変更できるものとする。
4. 評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。